

# 資料1： 条例全文(改正内容を反映)

## 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例（改正後の案）

(平成22年5月7日条例第12号)

私たちが暮らす黒松内町は、四季を彩る豊かな森・歌オブナ林、悠々と流れる清流朱太川、そして人々の暮らしが織りなす素朴な農村風景が広がるまちです。

まちに住む人々は相互に助け合い、思いやり、健康で明るい暮らしを大切にしてきました。

先人が積み重ねてきた歴史と文化、自然との共生という確かな選択により発展してきたこのまちを次世代へ引き継ぎ、誰もが健康で安心して暮らすことができるよう、町民と町との協働によるまちづくりが求められています。

私たちは、「黒松内ならではの」地域資源を大切に守り育て、一人ひとりが自ら考え、力を合わせて行動し、私たちのまちの自治を推進するために最大限の力を注ぎ、このまちに住んで良かったと実感できるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定します。

### 目次

- 第1章 総則(第1条 - 第4条)
- 第2章 役割及び責務(第5条 - 第12条)
- 第3章 町民参加の推進(第13条 - 第22条)
- 第4章 情報の共有(第23条 - 第25条)
- 第5章 コミュニティの推進(第26条・第27条)
- 第6章 町政運営(第28条 - 第32条)
- 第7章 環境と景観(第33条・第34条)
- 第8章 安全安心(第35条)
- 第9章 町民投票(第36条)
- 第10章 連携と交流(第37条・第38条)
- 第11章 条例の位置付け(第39条)
- 第12章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会(第40条)
- 第13章 補則(第41条・第42条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、まちづくりのための基本理念を明らかにするとともに、町民及び町の果たすべき役割や行政運営、町民参加に関する基本的な事項を定めることにより、みんなで歩むまちづくりを推進し、住民自治の実現を図ることを目的とします。

##### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに町内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (2) 町 町の執行機関及び議会をいいます。
- (3) 町の執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参加 町民がまちづくりに関して主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に助け合い協力することをいいます。
- (6) コミュニティ 自主性と責任を自覚した町民で構成される地域社会の多様なつながり、集団及び組織をいいます。
- (7) みんなで歩むまちづくり この条例の目的を達成するために町民と町が協働してまちづくりを行うことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第 3 条 人と自然が調和した質の高い環境のもと、誰もが健康で安心して暮らすことができるまちを、みんなで歩むまちづくりにより実現することを目指します。

(みんなで歩むまちづくりの基本原則)

第 4 条 町民と町は、次の 5 原則に基づいてみんなで歩むまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 まちづくりの主体は町民であることを認識し、まちづくりを進めます。
- (2) 平等性 町のすべての施策や事業を公平・公正を重視し、まちづくりに取り組みます。
- (3) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、まちづくりを進めます。
- (4) 普遍性 町のすべての施策や事業を協働の観点から実施します。
- (5) 発展性 常にまちの未来を見据え町政の発展を目指します。

## 第 2 章 役割及び責務

(町民の役割)

第 5 条 町民は、みんなで歩むまちづくりの推進について、主体的に取り組むよう努めるものとします。

2 町民は、まちづくりに参加するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 町民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、まち全体の利益を考慮することを基本として、町民参加をするよう努めるものとします。

(議会の役割及び責務)

第 6 条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成される町の意思を決定する議事機関として、町民の意見及び提案(以下「町民意見等」といいます。)がまちづくりに反映されるよう活動するとともに、町政運営が適正に行われるよう監視を行う役割を果たします。

2 議会は、第 3 条に規定するまちづくりの基本理念に基づき、施策の水準の向上を図るために、調査研究活動に努めます。

3 議会は、議員の自由な討議を尊重して運営するとともに、議会活動を分かりやすく説明することなどにより、町民との情報の共有を図り、開かれた議会の運営に努めます。

4 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けます。

(議員の責務)

第7条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実にその職務を遂行します。

2 議員は、前項の職務の遂行のため、調査、研究等により自己研さんに努めます。

(議会事務局)

第8条 議会は、自らが担う役割及び責務を果たすため、議会事務局の機能を強化することに努めます。

2 議会事務局職員は、議会活動が効果的に行われるよう議会を補佐するとともに、職務の遂行に必要な知識及び能力の向上に努めます。

(町の執行機関の役割)

第9条 町の執行機関は、まちづくりにおける町民参加の機会を積極的に町民に提供するとともに、まちづくりに関する町民意見等を把握し、施策に反映させるよう努めます。

2 町の執行機関は、施策の計画から実施に至る町政全般について、町民に対し適切な方法により説明するよう努めます。

3 町の執行機関は、町民による自主的なまちづくりの活動を尊重し、必要な支援を行うとともに、みんなで歩むまちづくりの推進に努めます。

(町長の責務)

第10条 町長は、まちの代表者として、公正かつ誠実で、町民に開かれた町政運営に努めます。

2 町長は、町民の町が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じるよう努めます。

3 町長は、協働のまちづくりの仕組みを確立するよう努めます。

4 町長は、多様な町民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図るよう努めます。

(職員の責務)

第11条 町の執行機関の職員は、あらゆる職務においてこの条例に則して公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めます。

2 町の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めます。

(法務体制)

第12条 町は、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

2 町は、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行うよう努めます。

### 第3章 町民参加の推進

(町民の権利)

第 13 条 町民は、まちづくりに参加する権利を有します。

(町民参加の方法)

第 14 条 町の執行機関は、説明会の開催、アンケートの実施、審議会の設置、町民からの意見の募集その他適切な方法(以下「町民参加手続」といいます。)により、効果的な町民参加の実現に努めます。

(町民参加手続の対象)

第 15 条 町民参加手続の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。

- (1) 町の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 町政に関する基本方針を定める条例の制定若しくは改廃又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃
- (3) 町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加手続の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 町の執行機関内部の事務処理に関するもの

3 町の執行機関は、対象事項以外の事項についても、町民参加手続の対象とすることができます。

(町民参加手続の時期)

第 16 条 町の執行機関は、町民参加手続を実施するときは、その結果を町の施策に生かすことができるように、町の施策の企画立案から決定に至るまでの過程で適切な時期に行うものとします。

(町民意見収集手続)

第 17 条 町の執行機関は、町民意見等を幅広く収集する必要がある場合は、次条に規定する手続(以下「町民意見収集手続」といいます。)を実施します。

(公表事項等)

第 18 条 町の執行機関は、町民意見収集手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 対象とする事項の案
- (2) 前号に関する趣旨、目的等
- (3) その他町の執行機関が必要と認める資料
- (4) 町民意見等の提出方法、提出期間及び提出先
- (5) その他必要な事項

2 町民意見収集手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

(町民意見等の取扱い)

第 19 条 町の執行機関は、第 17 条の規定により提出された町民意見等を総合的に検討し、施策に反映させるよう努めます。

2 町の執行機関は、前項に規定する町民意見等に対する検討を終えたときは、黒松内町情報公開条例(平成12年黒松内町条例第6号)第10条に定める非公開情報に該当するものを除き、提出された町民意見等の内容及び検討結果等を公表するものとしします。

(町民以外のものからの意見等の取扱い)

第20条 町の執行機関は、町民以外のものから、まちづくりに関する意見や提案があったときは、その意見等の趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては総合的に検討し、施策に反映させるよう努めます。

(委員の公募)

第21条 町の執行機関は、条例等に基づき設置する各種の審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」といいます。)の委員に町民を任命又は委嘱する場合は、規則で定める特別な場合を除き公募により選考するよう努めます。

(会議の公開)

第22条 附属機関等の会議は、原則として公開するよう努めます。ただし、審議事項が個人情報に関する事項であることその他の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

#### 第4章 情報の共有

(情報の提供及び説明)

第23条 町の執行機関は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、町民に分かりやすく提供し、説明するよう努めます。

2 町の執行機関は、町民の町政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

(情報公開)

第24条 町は、町政運営に関する町民の知る権利を保障することにより、町民参加をより一層推進するとともに、公正な町政運営を確保するため、町の保有する情報を、町民の求めに応じ、原則として公開するものとしします。

2 前項の町の保有する情報の公開の手續等については、別に条例で定めます。

(個人情報の保護)

第25条 町は、町民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障するとともに、個人情報を適切に取り扱うものとしします。

2 前項の個人情報の適切な保護及び町民の自己に係る個人情報の開示請求等の手續等については、別に条例で定めます。

#### 第5章 コミュニティの推進

(コミュニティの参画)

第26条 町民は、協働によるまちづくりを進めるために各種コミュニティの役割を認識し、コミュニティを守り育てるためにコミュニティ活動等に積極的に参加するよう努めるものとしします。

(コミュニティの支援)

第27条 町は、多様なコミュニティ活動を担う団体を守り育てるように努めます。

- 2 町は、町民相互の交流、地域福祉、子育て、防犯、防災、生涯学習等のまちづくりの担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うよう努めます。

## 第6章 町政運営

### (総合計画)

第28条 町長は、まちの目指す将来の姿を明らかにし、政策を達成するため地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、議会の議決を経て、基本構想を定め、これを具現化するための基本計画及び実施計画を策定します。

- 2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町の執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとしします。

- 3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら適切な進行管理に努めます。

### (財政運営)

第29条 町の執行機関は、総合計画や各種個別に策定した計画を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

- 2 町の執行機関は、財政状況を明らかにするため、町民に分かりやすい資料を作成して公表するよう努めます。

### (行政改革)

第30条 町の執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革を進めるよう努めます。

### (行政評価)

第31条 町の執行機関は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、その結果を費用対効果を含め適切な評価を行い、事後の施策に反映させるよう努めます。

### (行政手続)

第32条 町の執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図るものとしします。

- 2 前項の行政手続の届出等に関する事項については、別に条例で定めます。

## 第7章 環境と景観

### (自然環境との共生)

第33条 町民と町は、かけがえのない豊かな自然環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐため、自然と人との共生を基本として、まちの自然環境を活用・再生するまちづくりを進めるよう努めます。

- 2 町民と町は、環境にやさしいエネルギーの活用に努めます。

- 3 前2項の環境の保全等に関する事項については、別に条例で定めます。

### (景観の保全及び育成)

第34条 町民と町は、先人が守り育ててきた美しい景観を次の世代に引継ぐため、「自然景観」、「農村景観」及び「市街地景観」が一体となるよう、町の施設周辺ばかりでなく個人の家や周辺など、まちのすべてのものが景観を構成する重要な要

因であり、公共性を帯びることを認識し、形状や色彩等に注意を払い、周辺の景観を阻害することのないよう、まち全体の財産として訪れる人へも潤いを与えられるよう、守り、育てるよう努めます。

2 前項の景観の保全等に関する事項については、別に条例で定めます。

## 第 8 章 安全安心

### 新規追加(安全安心の取組)

第 35 条 町民と町は、安全で安心な暮らしを確保するため、関係機関との協力及び連携を図り、防災及び防犯等のための環境整備及び意識の向上に努めます。

2 町民と町は、災害の発生時には、町民一人ひとりの自覚に基づいた自助、地域社会で支えあう互助及び共助、並びに公的機関による公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たすよう努めます。

## 第 9 章 町民投票

### 全部改正(町民投票)

第 36 条 町議会議員及び町長の選挙権を有する住民、議員及び町長は、町民の意思を直接問う必要がある事項について、法令の定めるところにより町民投票の実施に関する条例の制定を請求又は発議することができるものとします。

2 前項の町民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定めます。

3 町民、議会及び町は、町民投票の結果を尊重するものとします。

## 第 10 章 連携と交流

### (広域連携)

第 37 条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。

### 新規追加(国際交流と多文化共生)

第 38 条 町民と町は、各種分野における国際交流及び連携に努めるとともに、多文化共生社会の視点に基づき、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。

## 第 11 章 条例の位置付け

### (条例の位置付け)

第 39 条 この条例は、まちの自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとします。

## 第 12 章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会

### (黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会)

第 40 条 町長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に対し、次に掲げる事項を調査・審議することを目的とします。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
  - (2) この条例の見直しに関すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、この条例に関し、特に町長から要請のあった事項に関すること。
- 3 推進委員会は、前項各号に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができるものとします。
- 4 推進委員会は、委員 7 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱します。
- (1) 一般公募による町民
  - (2) 知識経験を有する町民
- 5 委員の任期は、2 年とします。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 第 13 章 補則

#### (育てる条例)

第 41 条 町長は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となっているかどうかを検証し、制度の改善、この条例の改正など適切な措置を講じながら創り育てていくものとします。

#### (委任)

第 42 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 資料2：条例改正(案)

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例の一部を改正する条例(案)

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 環境と景観(第33条・第34条)

第8章 町民投票(第35条)

第9章 他団体との連携(第36条)

第10章 条例の位置付け(第37条)

第11章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会(第38条)

第12章 補則(第39条・第40条)」

を

「第7章 環境と景観(第33条・第34条)

第8章 安全安心(第35条)

第9章 町民投票(第36条)

第10章 連携と交流(第37条・第38条)

第11章 条例の位置付け(第39条)

第12章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会(第40条)

第13章 補則(第41条・第42条)」

に改める。

第12章中第40条を第42条とし、第39条を第41条とする。

第12章を第13章とする。

第11章中第38条を第40条とする。

第11章を第12章とする。

第10章中第37条を第39条とする。

第10章を第11章とする。

第 9 章中第 36 条を第 37 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(国際交流と多文化共生)

第 38 条 町民と町は、各種分野における国際交流及び連携に努めるとともに、多文化共生社会の視点に基づき、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。

第 9 章の章名を次のように改める。

第 9 章 連携と交流

第 9 章を第 10 章とする。

第 35 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

- 1 町議会議員及び町長の選挙権を有する住民、議員及び町長は、町民の意思を直接問う必要がある事項について、法令の定めるところにより町民投票の実施に関する条例の制定を請求又は発議することができるものとします。
- 2 前項の町民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定めます。

第 35 条に次の 1 項を加え、第 8 章中同条を第 36 条とする。

- 3 町民、議会及び町は、町民投票の結果を尊重するものとします。

第 8 章を第 9 章とする。

第 34 条の次に次の章名及び 1 条を加える。

第 8 章 安全安心

(安全安心の取組)

- 第 35 条 町民と町は、安全で安心な暮らしを確保するため、関係機関との協力及び連携を図り、防災及び防犯等のための環境整備及び意識の向上に努めます。
- 2 町民と町は、災害の発生時には、町民一人ひとりの自覚に基づいた自助、地域社会で支えあう互助及び共助、並びに公的機関による公助の考え方に基づき、それぞれの責務と役割を果たすよう努めます。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



<p><u>第 9 章 他団体との連携</u> (広域連携) <u>第 36 条</u> (略) (新設)</p> <p><u>第 10 章 条例の位置付け</u> (条例の位置付け) <u>第 37 条</u> (略)</p> <p><u>第 11 章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会</u> (黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会) <u>第 38 条</u> (略)</p> <p><u>第 12 章 補則</u> (育てる条例) <u>第 39 条</u> (略) (委任) <u>第 40 条</u> (略)</p>	<p><u>第 10 章 連携と交流</u> (広域連携) <u>第 37 条</u> (略) (国際交流と多文化共生) <u>第 38 条</u> <u>町民と町は、各種分野における国際交流及び連携に努めるとともに、多文化共生社会の視点に基づき、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。</u></p> <p><u>第 11 章 条例の位置付け</u> (条例の位置付け) <u>第 39 条</u> (略)</p> <p><u>第 12 章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会</u> (黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会) <u>第 40 条</u> (略)</p> <p><u>第 13 章 補則</u> (育てる条例) <u>第 41 条</u> (略) (委任) <u>第 42 条</u> (略)</p>
--	--

## 資料4：答申書（写）

黒 総 号  
令和3年10月12日

黒松内町長 鎌 田 満 様

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例  
推進委員会 委員長 岡 久 辰 雄

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例の見直しについて（答申）

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例第38条の規定に基づき、令和2年10月29日付け黒総号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

### 1. はじめに

黒松内町では、住民参加型のまちづくりを推進するため「黒松内町みんなで歩むまちづくり条例」を、平成18年5月19日より施行し、その後、コミュニティの推進や町長の責務等を加えた自治基本条例として改正を行い、平成22年5月7日より現在の条例が施行されています。

本条例を適正に運用するため、条例第39条では、「町長は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となっているかどうかを検証し、制度の改善、この条例の改正など適切な措置を講じながら創り育てていくものとします。」と規定し、同第38条には、これら条例の見直しや運用等に関する諮問機関として黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置することが規定されています。

本条例の制定から10年が経過した令和2年10月29日、町長から「黒松内町みんなで歩むまちづくり条例の見直しについて（諮問）」として2つの項目の諮問を受け、当委員会において検討を行いました。

#### 【抜粋：町からの諮問事項】

- 1 町民の意識や社会状況の変化などを考慮した条例改正の必要性について
- 2 町の条例運用状況について

## 2 . 検討の方法及び経過

当委員会では、諮問を受け「町民の意識や社会状況の変化など」を踏まえた見直し検討を行うため、現行条例施行後の「社会情勢の変化」及び「近年制定された他団体の自治基本条例」に注目し検討を進めることとしました。

また、条例の運用状況を検証するため、条例解説資料に記載された内容と現在の町の取り組みを比較することとしました。

委員会は、諮問のあった令和2年10月29日に第1回会議を開催し、全5回の会議を経て、答申を作成しました。

### 第1回委員会

日時：令和2年10月29日（金）

内容：（1）諮問内容の確認

（2）社会状況の変化や他団体の条例を踏まえた現条例の課題整理

### 第2回委員会

日時：令和3年 3月 5日（月）

内容：（1）前回議論した現条例の課題に関する条例改正の必要性を検証

### 第3回委員会

日時：令和3年 7月 6日（火）

内容：（1）前回までに議論した現条例の課題に関する条例改正案を検討

（2）答申への掲載意見案について検討

（3）町の条例運用状況を検証

### 第4回委員会

日時：令和3年 9月22日（水）

内容：（1）答申内容（条例改正案、その他意見案）の検討

### 第5回委員会

日時：令和3年10月12日（火）

内容：（1）答申内容の確認

### 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会名簿

（役職順、五十音順）

役 職	氏 名
委 員 長	岡 久 辰 雄
副 委 員 長	池 田 重 人
委 員	池 田 実 奈 子
委 員	佐 藤 英 幸
委 員	三 本 木 仁
委 員	千 葉 晃
委 員	増 山 明

### 3. 検討の結果

#### 諮問1 町民の意識や社会状況の変化などを考慮した条例改正の必要性について

諮問内容を検討・審議した結果、現行条例を改正する必要性について「(1)新たに規定すべき内容」「(2)現行の規定の見直し」「(3)その他委員会としての意見」の3点に区分し、答申としてまとめました。

#### (1) 新たに規定すべき内容について

##### 危機管理について

##### 【委員会意見】

平成23年に発生した東日本大震災以降、地震や豪雨など想定外の災害が続いています。本町でも平成29年に観測史上最大の豪雨が発生し、翌年の平成30年には、胆振東部地震によるブラックアウトを経験しています。

また、全国に目を向けると、悲惨な交通事故や、特殊詐欺など交通安全・防犯に関する課題も依然として多く見られます。

これらの、危機管理や交通安全・防犯の取り組みについては、普遍的に取り組むべき事柄と考えられますので、みんなで歩むまちづくり条例の一部として追加すべきものと思料します。

以下に、条文案を提案いたしますので、見直しの際には参考としてください。

##### 【条文案】

##### (安全安心の取り組み)

- 1 町民と町は、安全で安心な暮らしを確保するため、関係機関との協力及び連携を図り、防災及び防犯等のための環境整備及び意識の向上に努めます。
- 2 町民と町は、災害の発生時には、町民一人ひとりの自覚に基づいた自助、地域社会で支えあう互助及び共助、並びに公的機関による公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たすよう努めます。

##### 国際交流について

##### 【委員会意見】

グローバル化が進んだ現代において、国際交流の充実は重要であり、本町でも、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして選定を受けるなど、取り組みを進めています。

一方で町内の暮らしに目を向けると、海外からの人材を採用する事業者が増加するなか、国籍や文化を超えて地域社会を形成する視点が重要であり、多文化共生を意識した行動が求められています。

これからの時代を見据え、多様な国籍・文化を認め合う姿勢が益々必要となることが想定されるため、条例の一部に追加すべきものと思料します。

以下に、条文案を提案いたしますので、見直しの際には参考としてください。

**【条文案】**

(国際交流及び多文化共生)

- 1 町民と町は、各種分野における国際交流及び連携に努めるとともに、多文化共生社会の視点に基づき、互いの国籍、民族又は文化を理解し、尊重し合うよう努めます。

**(2) 現行の規定の見直しについて**

**町民投票について**

**【委員会意見】**

町民投票は、町長や議会議員を選出する選挙以外の手法で町民の多数意見を表明する方法の一つであります。

現在の条例第35条では、町長が必要と認めるときに住民投票を実施することができる旨を規定していますが、このほかにも、法令の定めによる住民請求などによって住民投票に関する条例制定に向けた手続きを行うことが可能であることから、町民がより分かりやすい条文に改めることを念頭に議論を行いました。

以下に条文案を提案いたしますので、見直しの際には参考としてください。

**【条文案】**

(町民投票)

- 1 町議会議員及び町長の選挙権を有する住民、議員及び町長は、町民の意思を直接問う必要がある事項について、法令の定めるところにより町民投票の実施に関する条例の制定を請求又は発議することができるものとします。
- 2 前項の町民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、その都度、別に条例で定めます。
- 3 町民、議会及び町は、町民投票の結果を尊重するものとします。

**(3) その他委員会としての意見**

**コミュニティの希薄化について**

**【委員会意見】**

今後、人口減や高齢化によりコミュニティの維持が難しくなる地域の増加が見込まれます。また、市街地を含め、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への帰属意識の低下などにより町内会活動や近隣付き合いが少なくなる傾向が見られます。

コミュニティは、家庭や個人と行政の中間を支えるために不可欠でありますので、町内会活動などの積極的な周知のほか、多様なコミュニティの自主的な活動の支援と啓発、協働の充実に向けて、ニーズの把握や支援策の一層の充実を図ることが必要と考えます。

## 地域資源の活用について

### 【委員会意見】

条例前文には「黒松内ならでは」の地域資源を守り育てることが定められています。本町は、ブナ林や朱太川、歌才湿原をはじめとした類まれな自然環境や、日本で最も美しい村連合にも登録されている統一感のある農村風景、優れた景観はもとより、古くから本町の農業を支えている酪農や種子馬鈴薯の生産をはじめ、ソバやアユなど、多種多様な素晴らしい資源に恵まれています。

これらを未来に残し、町民の誇りと活力に繋がるよう、地域資源の再認識と情報発信が必要と考えます。

### 諮問 2 町の条例運用状況について

諮問内容を検討・審議した結果、現行条例の運用状況に対する委員会意見を、以下のとおり答申としてまとめました。

#### (1) 第3章 町民参加の推進（第13～22条）への意見

条例第21条では「委員の公募」について規定していますが、応募者が定員に満たない状況が多く見受けられます。防災無線や各種イベントの活用など、回覧以外の周知方法を検討し、広く公募する必要があると考えます。

#### 【参考1：条例第21条】

##### (委員の公募)

第21条 町の執行機関は、条例等に基づき設置する各種の審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」といいます。)の委員に町民を任命又は委嘱する場合は、規則で定める特別な場合を除き公募により選考するよう努めます。

#### 【参考2：条例施行規則第9条】

##### (公募委員の割合)

第9条 条例第21条に規定する公募による委員とは、委員定数のおおむね2割とします。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 審議会等の委員に応募した者が公募した数に満たない場合
- (2) 審議会等の委員に応募した者が選考基準に適さない場合

#### 【参考3：平成30年度から令和2年度までの委員公募状況】

年度	公募委員数	応募者数	応募割合
平成30年度	7名	1名	14.3%
令和元年度	6名	1名	16.7%
令和2年度	4名	1名	25.0%
3か年計	17名	3名	17.6%

## (2) 第4章 情報の共有 (第23～25条)への意見

条例第23条「情報の提供及び説明」に規定しているとおり、まちづくりに関する情報を町民へわかりやすく発信し、町政に対する意見に迅速に対応するため、広報誌の毎月発行・防災無線による情報提供や、「私の思い」での町民意見収集など、今後も取り組みを継続していただきたい。

特に情報提供に関しては、即時性の高いホームページやソーシャルメディア、SNSの活用など、時代に即した取り組みを検討する必要があると考えます。

### 【参考4：条例第23条】

(情報の提供及び説明)

第23条 町の執行機関は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、町民に分かりやすく提供し、説明するよう努めます。

2 町の執行機関は、町民の町政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

## (3) 第6章 町政運営 (第28～32条)への意見

条例第29条「財政運営」では、財政状況の公表について規定していますが、以前は「施策のあらまし(冊子)」で公表していたバランスシートなどは、現在はホームページのみでの公表になっています。

条例の主旨である財政の透明性確保のため、財務状況をコンスタントに分かりやすく公表・周知する必要があると考えます。

### 【参考5：条例第29条】

(財政運営)

第29条 町の執行機関は、総合計画や各種個別に策定した計画を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

2 町の執行機関は、財政状況を明らかにするため、町民に分かりやすい資料を作成して公表するよう努めます。

## 4. 結びに

この度、町からの諮問により「黒松内町みんなで歩むまちづくり条例」の見直し及び運用状況について1年以上にわたる議論を行いました。答申に基づく条例改正等を行う場合には、町の現状を踏まえるとともに、全体の整合性を図ってください。

また、自治基本条例は「まちの憲法」とも評され、まちづくりの基礎となる性質を持つことから、実効性の高い条例となるよう、改正が必要な条文をはじめ、制度全体を広く町民に向けて情報発信することが必要でありますので、引き続き適切な取り組みをお願いいたします。

これからも、条例前文に記されている「このまちに住んで良かったと実感できるまちづくりの実現」に向け、町民・議会・町がともに歩み続けることを期待します。

以上

黒 総 号  
令和 2 年 10 月 29 日

黒松内町みんなで歩むまちづくり条例  
推進委員会委員長 様

黒松内町長 鎌 田 満

黒松内町みんなで歩むまちづくり基本条例の見直しについて（諮問）

黒松内町みんなで歩むまちづくり基本条例第 38 条の規定に基づく調査及び審議  
にあたり、次の事項について諮問いたします。

記

- 1 町民の意識や社会状況の変化などを考慮した条例改正の必要性について
- 2 町の条例運用状況について

## 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例（現行）

平成 22 年 5 月 7 日条例第 12 号

私たちが暮らす黒松内町は、四季を彩る豊かな森・歌オブナ林、悠々と流れる清流朱太川、そして人々の暮らしが織りなす素朴な農村風景が広がるまちです。

まちに住む人々は相互に助け合い、思いやり、健康で明るい暮らしを大切にしてきました。

先人が積み重ねてきた歴史と文化、自然との共生という確かな選択により発展してきたこのまちを次世代へ引き継ぎ、誰もが健康で安心して暮らすことができるよう、町民と町との協働によるまちづくりが求められています。

私たちは、「黒松内ならではの」地域資源を大切に守り育て、一人ひとりが自ら考え、力を合わせて行動し、私たちのまちの自治を推進するために最大限の力を注ぎ、このまちに住んで良かったと実感できるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定します。

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりのための基本理念を明らかにするとともに、町民及び町の果たすべき役割や行政運営、町民参加に関する基本的な事項を定めることにより、みんなで歩むまちづくりを推進し、住民自治の実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに町内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (2) 町 町の執行機関及び議会をいいます。
- (3) 町の執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参加 町民がまちづくりに関して主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に助け合い協力することをいいます。
- (6) コミュニティ 自主性と責任を自覚した町民で構成される地域社会の多様なつながり、集団及び組織をいいます。
- (7) みんなで歩むまちづくり この条例の目的を達成するために町民と町が協働してまちづくりを行うことをいいます。

(まちづくりの基本理念)

第 3 条 人と自然が調和した質の高い環境のもと、誰もが健康で安心して暮らすことができるまちを、みんなで歩むまちづくりにより実現することを目指します。

(みんなで歩むまちづくりの基本原則)

第 4 条 町民と町は、次の 5 原則に基づいてみんなで歩むまちづくりを進めます。

- (1) 主体性 まちづくりの主体は町民であることを認識し、まちづくりを進めます。
- (2) 平等性 町のすべての施策や事業を公平・公正を重視し、まちづくりに取り組みます。
- (3) 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、まちづくりを進めます。
- (4) 普遍性 町のすべての施策や事業を協働の観点から実施します。
- (5) 発展性 常にまちの未来を見据え町政の発展を目指します。

### 第 2 章 役割及び責務

(町民の役割)

第 5 条 町民は、みんなで歩むまちづくりの推進について、主体的に取り組むよう努めるも

のとします。

- 2 町民は、まちづくりに参加するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。
- 3 町民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、まち全体の利益を考慮することを基本として、町民参加をするよう努めるものとします。

(議会の役割及び責務)

第 6 条 議会は、選挙で選ばれた町民の代表から構成される町の意思を決定する議事機関として、町民の意見及び提案(以下「町民意見等」といいます。)がまちづくりに反映されるよう活動するとともに、町政運営が適正に行われるよう監視を行う役割を果たします。

- 2 議会は、第 3 条に規定するまちづくりの基本理念に基づき、施策の水準の向上を図るために、調査研究活動に努めます。
- 3 議会は、議員の自由な討議を尊重して運営するとともに、議会活動を分かりやすく説明することなどにより、町民との情報の共有を図り、開かれた議会の運営に努めます。
- 4 議会は、町民からの請願や陳情等に対し、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けます。

(議員の責務)

第 7 条 議員は、議会の役割及び責務を果たすため、公正かつ誠実にその職務を遂行します。

- 2 議員は、前項の職務の遂行のため、調査、研究等により自己研さんに努めます。

(議会事務局)

第 8 条 議会は、自らが担う役割及び責務を果たすため、議会事務局の機能を強化することに努めます。

- 2 議会事務局職員は、議会活動が効果的に行われるよう議会を補佐するとともに、職務の遂行に必要な知識及び能力の向上に努めます。

(町の執行機関の役割)

第 9 条 町の執行機関は、まちづくりにおける町民参加の機会を積極的に町民に提供するとともに、まちづくりに関する町民意見等を把握し、施策に反映させるよう努めます。

- 2 町の執行機関は、施策の計画から実施に至る町政全般について、町民に対し適切な方法により説明するよう努めます。
- 3 町の執行機関は、町民による自主的なまちづくりの活動を尊重し、必要な支援を行うとともに、みんなで歩むまちづくりの推進に努めます。

(町長の責務)

第 10 条 町長は、まちの代表者として、公正かつ誠実で、町民に開かれた町政運営に努めます。

- 2 町長は、町民の町が保有する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を保障するとともに、これを実現するための施策を講じるよう努めます。
- 3 町長は、協働のまちづくりの仕組みを確立するよう努めます。
- 4 町長は、多様な町民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図るよう努めます。

(職員の責務)

第 11 条 町の執行機関の職員は、あらゆる職務においてこの条例に則して公正かつ能率的に職務を遂行するよう努めます。

- 2 町の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めます。

(法務体制)

第 12 条 町は、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。

- 2 町は、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行うよう努めます。

第 3 章 町民参加の推進

(町民の権利)

第 13 条 町民は、まちづくりに参加する権利を有します。

(町民参加の方法)

第 14 条 町の執行機関は、説明会の開催、アンケートの実施、審議会の設置、町民からの意見の募集その他適切な方法(以下「町民参加手続」といいます。)により、効果的な町民参加の実現に努めます。

(町民参加手続の対象)

第 15 条 町民参加手続の対象となる事項(以下「対象事項」といいます。)は、次のとおりとします。

- (1) 町の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 町政に関する基本方針を定める条例の制定若しくは改廃又は町民に義務を課し、若しくは町民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃
- (3) 町民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、町民参加手続の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 町の執行機関内部の事務処理に関するもの

3 町の執行機関は、対象事項以外の事項についても、町民参加手続の対象とすることができます。

(町民参加手続の時期)

第 16 条 町の執行機関は、町民参加手続を実施するときは、その結果を町の施策に生かすことができるように、町の施策の企画立案から決定に至るまでの過程で適切な時期に行うものとします。

(町民意見収集手続)

第 17 条 町の執行機関は、町民意見等を幅広く収集する必要がある場合は、次条に規定する手続(以下「町民意見収集手続」といいます。)を実施します。

(公表事項等)

第 18 条 町の執行機関は、町民意見収集手続を実施するときは、事前に次に掲げる事項を公表するものとします。

- (1) 対象とする事項の案
- (2) 前号に関する趣旨、目的等
- (3) その他町の執行機関が必要と認める資料
- (4) 町民意見等の提出方法、提出期間及び提出先
- (5) その他必要な事項

2 町民意見収集手続の実施に関し必要な事項は、規則で定めます。

(町民意見等の取扱い)

第 19 条 町の執行機関は、第 17 条の規定により提出された町民意見等を総合的に検討し、施策に反映させるよう努めます。

2 町の執行機関は、前項に規定する町民意見等に対する検討を終えたときは、黒松内町情報公開条例(平成 12 年黒松内町条例第 6 号)第 10 条に定める非公開情報に該当するものを除き、提出された町民意見等の内容及び検討結果等を公表するものとします。

(町民以外のものからの意見等の取扱い)

第 20 条 町の執行機関は、町民以外のものから、まちづくりに関する意見や提案があったときは、その意見等の趣旨及び内容がこの条例の目的に合致すると認められるものについては総合的に検討し、施策に反映させるよう努めます。

(委員の公募)

第 21 条 町の執行機関は、条例等に基づき設置する各種の審議会等の附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」といいます。)の委員に町民を任命又は委嘱する場合は、規則で定める特別な場合を除き公募により選考するよう努めます。

(会議の公開)

第 22 条 附属機関等の会議は、原則として公開するよう努めます。ただし、審議事項が個人情報に関する事項であることその他の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

#### 第 4 章 情報の共有

(情報の提供及び説明)

第 23 条 町の執行機関は、自らが有するまちづくりに関する情報を、正確かつ適正に整理し、町民に分かりやすく提供し、説明するよう努めます。

2 町の執行機関は、町民の町政に関する意見及び要望に対して迅速かつ誠実に対応するよう努めます。

(情報公開)

第 24 条 町は、町政運営に関する町民の知る権利を保障することにより、町民参加をより一層推進するとともに、公正な町政運営を確保するため、町の保有する情報を、町民の求めに応じ、原則として公開するものとします。

2 前項の町の保有する情報の公開の手續等については、別に条例で定めます。

(個人情報の保護)

第 25 条 町は、町民の自己に関する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を保障するとともに、個人情報を適切に取り扱うものとします。

2 前項の個人情報の適切な保護及び町民の自己に係る個人情報の開示請求等の手續等については、別に条例で定めます。

#### 第 5 章 コミュニティの推進

(コミュニティの参画)

第 26 条 町民は、協働によるまちづくりを進めるために各種コミュニティの役割を認識し、コミュニティを守り育てるためにコミュニティ活動等に積極的に参加するよう努めるものとします。

(コミュニティの支援)

第 27 条 町は、多様なコミュニティ活動を担う団体を守り育てるように努めます。

2 町は、町民相互の交流、地域福祉、子育て、防犯、防災、生涯学習等のまちづくりの担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うよう努めます。

#### 第 6 章 町政運営

(総合計画)

第 28 条 町長は、まちの目指す将来の姿を明らかにし、政策を達成するため地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、議会の議決を経て、基本構想を定め、これを具現化するための基本計画及び実施計画を策定します。

2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町の執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するもののほかは、総合計画に根拠を置くものとします。

3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら適切な進行管理に努めます。

(財政運営)

第 29 条 町の執行機関は、総合計画や各種個別に策定した計画を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。

2 町の執行機関は、財政状況を明らかにするため、町民に分かりやすい資料を作成して公表するよう努めます。

(行政改革)

第 30 条 町の執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革を進めるよう努めます。

(行政評価)

第 31 条 町の執行機関は、各年度における主要な施策の成果を明らかにするとともに、その結果を費用対効果を含め適切な評価を行い、事後の施策に反映させるよう努めます。

(行政手続)

第 32 条 町の執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図るものとします。

2 前項の行政手続の届出等に関する事項については、別に条例で定めます。

## 第 7 章 環境と景観

(自然環境との共生)

第 33 条 町民と町は、かけがえのない豊かな自然環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐため、自然と人との共生を基本として、まちの自然環境を活用・再生するまちづくりを進めるよう努めます。

2 町民と町は、環境にやさしいエネルギーの活用にも努めます。

3 前 2 項の環境の保全等に関する事項については、別に条例で定めます。

(景観の保全及び育成)

第 34 条 町民と町は、先人が守り育ててきた美しい景観を次の世代に引き継ぐため、「自然景観」、「農村景観」及び「市街地景観」が一体となるよう、町の施設周辺ばかりでなく個人の家や周辺など、まちのすべてのものが景観を構成する重要な要因であり、公共性を帯びることを認識し、形状や色彩等に注意を払い、周辺の景観を阻害することのないよう、まち全体の財産として訪れる人へも潤いを与えられるよう、守り、育てるよう努めます。

2 前項の景観の保全等に関する事項については、別に条例で定めます。

## 第 8 章 町民投票

(町民投票)

第 35 条 町長は、町民の意思を直接問う必要があると認めるときには、町民投票を実施することができるものとします。

2 前項の町民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続については、別に条例で定めます。

## 第 9 章 他団体との連携

(広域連携)

第 36 条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進め、相互に協力して、効率的なまちづくりを推進するよう努めます。

## 第 10 章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第 37 条 この条例は、まちの自治の基本を定めた条例であることから、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するものとします。

## 第 11 章 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会

(黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会)

第 38 条 町長は、この条例を守り育て、実効性を高めるため、黒松内町みんなで歩むまちづくり条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に対し、次に掲げる事項を調査・審議することを目的とします。

(1) この条例の適切な運用に関すること。

(2) この条例の見直しに関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この条例に関し、特に町長から要請のあった事項に関すること。

3 推進委員会は、前項各号に規定する事項に関し、町長に意見を述べるができるものとします。

4 推進委員会は、委員 7 人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱します。

(1) 一般公募による町民

(2) 知識経験を有する町民

5 委員の任期は、2 年とします。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 第 12 章 補則

### (育てる条例)

第 39 条 町長は、この条例をまちづくりの推進状況及び社会情勢の変化等に応じて常に実効性のある条例となっているかどうかを検証し、制度の改善、この条例の改正など適切な措置を講じながら創り育てていくものとします。

### (委任)

第 40 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 黒松内町みんなで歩むまちづくり条例施行規則（現行）

平成 18 年 5 月 18 日規則第 30 号  
改正 平成 22 年 5 月 7 日規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、黒松内町みんなで歩むまちづくり条例(平成 18 年黒松内町条例第 1 号。以下「条例」といいます。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(町民参加手続)

第 2 条 町の執行機関は、条例第 15 条に規定する事項を行おうとするときは、条例第 14 条に規定する町民参加手続の方法のうち、適当と認める 1 以上の方法により町民参加手続を実施します。

(町民意見収集手続の公表)

第 3 条 町の執行機関は、町民意見収集手続を公表するときは、町民意見提出期限の 1 月前までに町ホームページへの掲載、町広報誌への掲載、役場庁舎内の掲示等により行うものとします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の収集期間を 1 月未満とすることができます。

(町民意見収集手続の提出方法)

第 4 条 町民意見収集手続に関する町民意見等の提出にあたっては、封書、ファクシミリ、電子メールのほか、その記録性を確保できる範囲で、多様な方法を認めるものとします。

(町民意見等の反映に向けた検討機関)

第 5 条 町の執行機関は、条例第 19 条に規定する町民意見等の検討機関として、庁内に町民意見等検討委員会(以下「検討委員会」といいます。)を設置することができます。

2 検討委員会の運営及び委員の構成は、町長が別に定めます。

(町民意見等の検討結果の公表)

第 6 条 町の機関は、条例第 19 条第 2 項の規定に基づき町民意見等の検討結果を公表するときは、次の事項を公表するものとします。ただし、公表により黒松内町情報公開条例(平成 12 年黒松内町条例第 6 号)の非公開情報が明らかになるときはこの限りではありません。

- (1) 提出された意見等の内容
- (2) 提出された意見等の検討結果及びその理由

(公募委員の任命)

第 7 条 条例第 21 条に規定する委員の公募手続は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 委員の公募にあたって必要があると認められる場合は、選考基準を作成し選考するものとします。
- (2) 公募の期間は、やむを得ない理由がある場合を除き 1 月以上とします。

(委員公募の特例)

第 8 条 条例第 21 条に規定する特別な場合とは、次の各号の一に該当する場合をいいます。

- (1) 附属機関等の委員構成又は委員構成の一部が法令等によって定められている場合
- (2) 附属機関等の審議事項が、専門性及び特別な経験を要すると認められる場合
- (3) 附属機関等の審議事項が、行政処分に関する審議等を行う場合
- (4) 必要に応じて委員を委嘱する附属機関等で緊急を要する場合
- (5) その他特別な理由がある場合

(公募委員の割合)

第 9 条 条例第 21 条に規定する公募による委員とは、委員定数のおおむね 2 割とします。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 審議会等の委員に応募した者が公募した数に満たない場合

(2) 審議会等の委員に応募した者が選考基準に適さない場合  
(みんなで歩むまちづくり条例推進委員会の委員長及び副委員長)

第 10 条 みんなで歩むまちづくり条例推進委員会(以下「推進委員会」といいます。)に委員長及び副委員長 1 名を置き、委員の互選によって定めます。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理します。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理します。

(推進委員会の会議)

第 11 条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。

(推進委員の報酬及び費用弁償)

第 12 条 委員には、報酬及び費用弁償支給条例(昭和 30 年条例第 34 号)により報酬並びに費用弁償を支給するものとします。

(推進委員会の庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、総務課において処理します。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

附 則

この規則は、公布の日から施行します。

附 則(平成 22 年 5 月 7 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。